

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 28 条 } (略) 2 } 3 }</p> <p>4 <u>受理した授業料は、返還しない。ただし、免除等規程第2条第3項から第5項までの規定により、授業料を免除された場合であって、既に授業料を納付している場合は、次の各号に定める額を返還する。</u></p> <p>(1) <u>休学の場合は、その者が納めるべき授業料の年額の12分の1に相当する額に、休学する日の属する月の翌月（休学する日が月の初日からときは、その月）から復学する日の属する月の前月までの月数又は休学する日の属する期の末日までの月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>死亡若しくは行方不明による除籍又は退学若しくは卒業の場合は、その者が納めるべき授業料の年額の12分の1に相当する額に、死亡若しくは行方不明のため除籍された日又は退学若しくは卒業する日の属する月の翌月から当該期の末日の属する月までの月数を乗じて得た額</u></p> <p>5 <u>前項ただし書に定めるもののほか、第1項ただし書の規定により、第2期に係る授業料を当該年度の第1期に係る授業料を納めるときに併せて納めた者が第2期に係る授業料の徴収時期前に休学、死亡若しくは行方不明のため除籍され、又は退学若しくは卒業し、かつ、申し出た場合にあつては、既に納めた第2期に係る授業料に相当する額を返還するものとする。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第53条 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第5項、第30条ないし第34条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「研究科長」と、第28条第4項第2号及び第5項中「卒業」とあるのは「修了」と読み替えるものとする。</p> <p>(中 略)</p>	<p>第 28 条 } (同 左) 2 } 3 }</p> <p>4 <u>受理した授業料は、返還しない。ただし、<u>受理した授業料のうち、免除等規程第2条第1項、第3項、第4項又は第5項の規定により免除した授業料は、返還する。</u></u></p> <p>第53条 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第5項、第30条ないし第34条、第36条第7項、第36条の2、第38条、第39条（第2号の場合に限る。）、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する（法科大学院にあつては、第42条の2第3項、第42条の3第3項及び第51条第2項を除く。）。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、<u>第28条第4項第2号及び第5項中「卒業」とあるのは「修了」と</u>、第36条第7項、第36条の2、第38条第2項及び第39条（第2号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科（地球環境学舎及び経営管理研究部にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。</p> <p>（中 略）</p>	<p>第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条第7項、第36条の2、第38条、第39条（第2号の場合に限る。）、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する（法科大学院にあつては、第42条の2第3項、第42条の3第3項及び第51条第2項を除く。）。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条第7項、第36条の2、第38条第2項及び第39条（第2号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科（地球環境学舎及び経営管理研究部にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。</p>
<p>第65条 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第5項及び第7項、第13条、第14条、第18条ないし第26条、第28条第1項、第2項、第4項<u>及び第5項</u>、第29条ないし第34条の規定は、学部の外国学生に準用する。</p>	<p>第65条 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第5項及び第7項、第13条、第14条、第18条ないし第26条、第28条第1項、第2項<u>及び</u>第4項、第29条ないし第34条の規定は、学部の外国学生に準用する。</p>
<p>2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項、<u>第4項及び第5項</u>、第30条ないし第34条、第36条第7項、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第50条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。</p>	<p>2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項<u>及び</u>第4項、第30条ないし第34条、第36条第7項、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第50条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。</p>
<p>3 } (略)</p> <p>4 }</p>	<p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p>

改 正 前	改 正 後
5 6 7 (後 略)	5 6 7 附 則 この規程は、平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日から施行する。